

○経済産業省告示第×××号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十二第一項の規定に基づき、特定新需要開拓事業活動の実施に関する指針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和 六年 月 日

経済産業大臣 齋藤 健

特定新需要開拓事業活動の実施に関する指針

一 特定新需要開拓事業活動の実施方法に関する事項

イ 特定新需要開拓事業活動の定義に関する事項

(1) 事業者が大学等（大学その他の研究機関であつて経済産業省令で定めるものをいう。）と共同で行う研究開発

法第二条第十一項の「事業者が大学等（大学その他の研究機関であつて経済産業省令で定めるものをいう。）と共同で行う研究開発」とは、事業者が大学等（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第四条の三に規定する大学等をいう。以下同じ。）と共同して、目標を定め、新たな製品若しくは役務に活用可能な又は社会課題の解決に貢献する技術の開発を目指して実施する研究開発活動をいうものとする。その判断に当たっては、次の①・②を考慮する。

① 事業者と大学等の間で共同で行う研究開発に関する契約書その他の取決めがあること。

② 当該契約書その他の取決めにおいて事業者と大学等のいずれもが人的又は資金的な貢献をすることとされていること。

(2) 分類に基づき計画的に展開するもの

法第二条第十一項の「分類に基づき計画的に展開するもの」とは、研究開発及び新たな製品又は役務の開発の進捗状況並びに事業環境の変化に応じた、当該分類に基づく産業標準若しくは国際標準の活用、知的財産権の取得若しくは活用又は技術の秘匿についての最適な使い分け（これらを組み合わせた活用又は当該分類の見直しを含む。）のための方針（以下「オープン&クローズ戦略」という。）を策定し、当該方針に沿って研究開発及び新たな製品又は役務の開発を進めるとともに、オープン&クローズ戦略を含む経営及び事業に関する方針を計画的に展開（必要に応じた当該方針の見直しを含む。）する事業活動をいうものとする。

(3) 新たな需要を開拓することを目的として、当該研究開発により創出される技術及びこれに関連する技術

法第二条第十一項の「新たな需要を開拓することを目的として、当該研究開発により

創出される技術及びこれに関連する技術」とは、事業者が、研究開発の成果により創出される技術及びこれに関連する既存の技術を活用して、新たな製品又は役務を開発し新たな需要を開拓する計画を有する場合の当該技術とする。その判断に当たっては、次の①及び②を考慮する。

① 産業技術分野において、新たな需要の開拓のためにオープン&クローズ戦略に基づく計画の展開が有効と見込まれる技術であること。

② 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないこと。

ロ 特定新需要開拓事業活動の実施者に関する事項

(1) 特定新需要開拓事業活動の申請者が法人である場合は、本邦法人であって、次のいずれかに該当すること。

① 株式会社

② 持分会社

③ 一般財団法人又は一般社団法人（外国法人が理事である場合を除く。）

④ 技術研究組合（外国法人が組合員である場合を除く。）

(2) 特定新需要開拓事業活動の申請者が法第二十一条の十三第一項の「特定新需要開拓事業活動を実施する法人を設立しようとする者」である場合は、認定特定新需要開拓事業活動計画の実施期間内に(1)①から④までのいずれかに該当する法人を設立する計画を有していること。

ハ 特定新需要開拓事業活動の円滑かつ確実な実施に関する事項

法第二十一条の十三第三項第二号の「特定新需要開拓事業活動が円滑かつ確実に実施されるの見込まれるものであること」とは、次の(1)から(5)までを満たすこととする。

(1) 特定新需要開拓事業活動の内容がイに合致していること。

- (2) 特定新需要開拓事業活動実施者が口を満たしていること。
- (3) 特定新需要開拓事業活動実施者が申請した特定新需要開拓事業活動計画の実施に必要な資金の調達が不可能でないこと。

(4) 申請者及び共同実施者（特定新需要開拓事業活動計画の認定等に関する命令（令和六年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 号）第二条第二項第一号に規定する共同実施者をいう。以下同じ。）が、特定新需要開拓事業活動計画認定の申請をする時点で、次に掲げる事項の検討の必要性を認識した上で、具体的な検討を開始していること。

- ① 特定新需要開拓事業活動により開拓を目指す新たな需要の分野
- ② 特定新需要開拓事業活動により創出される技術によって解決を目指す社会的な課題がある場合はその課題

(5) 特定新需要開拓事業活動計画の認定日から二年以内にオープン&クローズ戦略を策定する計画であること。

(6) 特定新需要開拓事業活動計画における研究開発に係る知的財産の権利帰属や実施許諾の取扱いに関して契約その他の取決めがあること又は認定特定新需要開拓事業活動計画の実施期間内にこれを行う予定であること。

二 特定新需要開拓事業活動計画に係る事業の属する事業分野が国際標準の活用により新たな需要の開拓を行うことが必要と認められる分野である場合における国際標準化に関する方針に関する事項

(1) 法第二十一条の十三第三項第三号の「国際標準の活用により新たな需要の開拓を行うことが必要と認められる分野」とは、専ら国内への供給を想定する新たな製品又は役務の開発以外の事業分野であって、特定新需要開拓事業活動計画の実施により適切な成果

を得るために国内及び海外における新たな需要の開拓を行うことが必要な事業分野をいうこととする。

(2) 同号の「国際標準化に関する方針」とは、特定新需要開拓事業活動計画において国際標準の活用により新たな需要の開拓を目指す場合の、国際標準化活動への基本的な取組方針をいうものとする。

二 特定新需要開拓事業活動の実施体制の整備に関する事項

イ 特定新需要開拓事業活動を実施しようとする者（共同実施者のうち事業者であるものを含む。）の実施体制の整備に関する事項

特定新需要開拓事業活動を実施しようとする者の実施体制の整備に関する事項は、当該者において、次の(1)及び(2)を満たす体制の整備に係る措置がとられていることとする。

(1) 当該者の組織内に、オープン&クローズ戦略に関する責任役員及び当該役員が直轄す

る部局を設置していること又は認定特定新需要開拓事業活動計画の実施期間内にこれを設置する具体的な予定を有すること。当該役員又は部局が複数である場合は相互に連携する体制であること。

(2) 当該者が、経営計画において、オープン&クローズ戦略の活用による新たな需要の開拓に取り組む意思を記載していること。

ロ 大学等の実施体制の整備に関する事項

特定新需要開拓事業活動に参画する大学等の実施体制の整備に関する事項は、当該大学等において、次の(1)及び(2)を満たすための措置がとられていることとする。

(1) 当該大学等の組織内に、事業者と共同で行う研究開発全般について産業標準若しくは国際標準及び知的財産の一体的活用に関する支援を担当する部局及び当該部局に係る責任役員を設置していること又は認定特定新需要開拓事業活動計画の実施期間内にこれを

設置する具体的な予定を有すること。

(2) 当該大学等において、次のいずれかを満たしていること。

① 産業標準若しくは国際標準及び知的財産の一体的活用に係る授業の実施若しくは講座の開設等を行っていること又は認定特定新需要開拓事業活動計画の実施期間内にこれをを行う予定であること。

② 認定特定新需要開拓事業活動計画に関連する産業標準若しくは国際標準及び知的財産の一体的活用に係る論文の執筆計画等を有していること。

なお、「授業の実施若しくは講座の開設等」とは、例えば大学の場合は、次のいずれかを満たすものとする。

- i 正規単位として認定可能な新たな授業科目を開設すること。
- ii 既存の授業科目の授業（講義）の一部として、産業標準若しくは国際標準及び知

的財産の一体的活用に係る内容を取り扱うこと。

iii 寄附講座、公開講座その他これらに準ずる講座を複数回開設すること。

また、例えば独立行政法人の場合は、認定特定新需要開拓事業活動計画に関するセミナー、シンポジウム等を関係学会と連携して開催することとする。

三 その他特定新需要開拓事業活動に関する重要事項

イ 計画に参画する事業者は、政府が策定した「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン」を尊重すること。

ロ 計画に参画する大学は、政府が策定した「大学知財ガバナンスガイドライン」を尊重することとする。

ハ 計画に参画する事業者及び大学等は、認定特定新需要開拓事業活動計画の終了後においても、オープン&クローズ戦略の活用に関する普及啓発に努めること。

二 計画に参画する事業者及び大学等は、オープン&クローズ戦略に関する人材の育成及び適切な処遇の確保に努めること。

附 則

この告示は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。